

平成30年7月

橋本市教育委員会定例会会議録

平成30年7月23日

教育委員会定例会会議録

開催日時 平成30年7月23日(月) 午前9時～

開催場所 教育文化会館 4階 第7展示室

出席委員 教育長職務代理者 米田 恵一
委 員 田中 敬子 中尾 悦子 吉田 元信
教 育 長 小林 俊治

出席職員 教育部長 曾和 信介 教育総務課長 北岡 慶久
学校教育課長 中尾 充雄 生涯学習課長 大西 基夫
教育相談センター長 林 民和 学校給食センター長 井上 恵二
学校教育課主任指導主事 川原 一真 学校教育課主任指導主事 森 和子
学校給食センター長補佐 高井 喜也 こども課長 岡 一行
こども課長補佐 北岡 礼子 こども課保育幼稚園係長 上田機余典
教育総務課長補佐 萱野 健治 教育総務課企画総務係長 岩坪 康夫

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 学文路さつきこども園整備計画の進捗状況について

報告第3号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

報告第4号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

報告第5号 伊都地方運動部活動方針について

5 付 議 事 項

議案第1号 平成31年度使用小中学校教科用図書の採択について

議案第2号 橋本市公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第3号 橋本市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第4号 橋本市学校給食センター職員服務規程の一部を改正する訓令について

議案第5号 橋本市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

6 そ の 他

会議の概要 開会 午前9時00分

教育総務課長 これより教育委員会7月の定例会を始めたいと思います。
まず初めに、前回の会議録の承認について、中尾委員お願いします。

中尾委員 的確に記載されていました。

教育総務課長 本日の会議録の署名委員は吉田委員よろしくお願いします。

教育総務課長 それでは報告事項に入らせて頂きます。報告第1号教育状況について、教育長
よろしくお願いします。

教育長 それでは、最近の教育状況について報告します。

まず、今日から全ての小中学校が夏季休業に入りました。各学校の児童・生徒はいろいろな課題を抱えつつではありますが、4ヶ月が過ぎることになりました。教職員につきましても、「夏季休業中もいろいろな行事はありますが、休めるときは休んで頂いて、心と体のリフレッシュをして下さい」と先日の新しい給食センターで行いました校長会でお話をしました。なお、教育委員の皆様には8月23日(木)に予定しています、開所式で新しい給食センターをご覧いただくことになっておりますのでよろしくお願いします。

また、中学校における部活動につきましても、本年3月に出されたスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」やそれを受けた県教育委員会の「運動部活動の指針」に沿った形で伊都地方教育長会、伊都地方中学校体育連盟、伊都地方中学校校長会で慎重に検討した結果、別添資料の形で取り組むことになりました。大きな変更点は月曜日を部活動のしない日に設定することになります。

保護者には、別添文書を7月20日(金)に伊都地方の中学校全校で配布させていただきました。

また、来年度から教科書として使用する中学校道徳の選定につきましても委員の皆様にはご苦勞をおかけしました。

夏季休業中も「子ども冒険村」をはじめ色々な行事があります。子どもたちにとって無事で実り多い夏季休業になることを願っています。

また、7月31日(火)に総合教育会議があります。1点目は、学校の取り組みについて高野口中学校 森田校長から報告を受けます。2点目は、教育大綱について来年度に向けての変更について協議いただく事になりますので、よろしく
お願い申し上げ教育状況の報告とさせていただきます。

教育総務課長 皆さん方から感想、ご意見等ないでしょうか。

米田委員 やっと夏休みに入って、ほっとしているところですが、この暑さで生徒はもちろんですが、学校関係職員の方で健康を害された方はいませんか。

学校教育課長 救急車で緊急搬送されるようなことはありませんでした。ただ、各学校で体調不良を訴える生徒がいたようです。具体的にまだとりまとめをしていませんので、とりまとめをして、エアコンうんぬんの話になってきた際の資料にしていきたいと思っています。教員については体調を崩して休んだという話はありません。

教育総務課長 エアコンの設置については、市長への手紙やメール等で要望や問い合わせがあります。かなり厳しいご意見です。いったんエアコン設置については凍結となっていますが、私たちが要望しなければ実現しないと思っておりますので、設置に向けて取り組んでいきたいと思えます。

米田委員 エアコンよりトイレということでしたが、命のことを考えれば優先順位は逆転しますから。

教育総務課長 他にありませんか。報告第2号に移らせてもらいます。ここからは教育長お願いします。

教育長 報告第2号 学文路さつきこども園整備計画の進捗状況について 報告をお願いします。

こども課長 報告第2号 学文路さつきこども園整備計画の進捗状況について、報告させていただきます。

こども園整備計画については、昨年度から数えて、本定例会で4回目の報告となりますが、今回は「報告第3号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について」及び「議案第2号 橋本市公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」に関連し、学文路さつきこども園の整備計画について報告させていただきます。

表紙をめくっていただき、まず1枚目をご覧ください。

本整備計画はしみず保育園、清水幼稚園、学文路幼稚園の公立3園を統廃合し、民設民営の幼保連携型認定こども園を旧学文路中学校用地に整備するものです。ただ、その手法として本市も初めてとなる公私連携方式にて事業を進めるものです。

前回の続きとして、平成30年1月以降の報告をさせていただきます。

まず1工事、公私連携協定関係ですが、昨年度12月の社会福祉法人寿翔永会との公私連携協定後、2月下旬に旧学文路中学校舎解体工事の入札が行われ、法人と請負業者の契約後、工事が着工されました。本工事は29年度末ということもあり、30年度への繰越事業として承認され、この6月末に旧校舎と屋外プールの解体工事が完了しました。

また、併行して進めておりました新園舎の設計が法人により出来上がり、この7月9日に新築工事の入札が行われ、先週の18日に安全祈願地鎮祭、いわゆる起工式が、請負業者の主催により現地にて行われた次第です。

ただ、工事期間については、あまり余裕がありません。この資料では31年2月

未までとなっておりますが、新園舎の本体工事については、県の工事検査等の都合もあり、1月末の完成を予定しております。

そして、3月に保護者向けの内覧会、関係各者と竣工式を行い、31年4月1日の開園を予定しております。

スケジュールについては、資料を2枚めくっていただきA3を屏風折した「主な年間スケジュール」と題した一覧表をご覧ください。

今回、本7月定例会で報告あるいは付議事項とさせていただいたのは、下から2行目、条例・規則・要綱関係の7月から9月にかけて、条例改正・規則改正を示してございます。

しみず保育園廃園に伴う保育所条例等の改正は9月議会にて提出いたしますが、これと併せて、本会で清水・学文路幼稚園の廃園と通園区域の見直し等についてご承認をいただけましたら、上から3行目の新年度入園申込関係の10月にありますが、31年度新入園児の募集を他の公立・私立・公設民営の各園と同じく、学文路さつきこども園の募集を併せて行いたいと考えております。

そしてこの表の一番上、工事関係の8月に「工事着手 新園舎本体工事」とあります。その位置図・配置図となるのが次のページでございます。

左半分が新しいこども園の用地となります。旧学文路中学校舎敷地の南側、半分と少しに新園舎を建設する予定です。ご覧のとおり現地は、園舎部分が三角地となっておりますので、園庭は屋外プールのあった南側の場所に設けます。駐車場は運動場のバックネット方面に、この図面では縦長となっておりますが、現在のところ車輛46台分のスペースを予定しております。

裏面をご覧ください。各保育室等のレイアウトを示してございます。全体として保育室の隣にテラスを設け、太陽の光を注ぎ込む設計となっております。図面中央部の玄関の右に職員室、その隣に子育て支援センターとありますが、これは未就園児とその保護者、地域の親子が集える場所です。

また、しみず保育園は現在2歳児からの受入れとなっておりますので、この0歳児1歳児の保育室は、河南地区にとっても初めてとなる0・1の受入れ枠となります。空調設備はもちろんですが、安心安全な耐震構造の設計になっています。

定員は63名、市内においても小規模なこども園となっております。完成予想図は添付のとおりです。私学ならではの設計といえますか、赤い三角屋根の子どもの受入れ施設として親しみを感じるメルヘンチックな外観となっております。

では、最後に三者協議会のこれまでの取組みを報告させていただきます。三者協議会とは、保護者と法人、そして市（こども課）で組織され、主に開園までの引継ぎ保育や、保護者や地域との連携等について建設的な意見交換を行う場です。これまで3回開催してございます。内容については最初のページに戻ってください。

2月末に1回目が行われ、施設名称について検討をいただきました。法人から提案のあった「学文路さつきこども園」という名称が承認されました。第1回から引き続き、4月27日の第2回、5月31日の第3回において引継ぎ保育等について検討しています。引継ぎ保育につきましては、公立で受け付けた園児を私立に託すこととなりますので、丁寧な保育をどのように行っていくのかについて意見交換しています。

明日7月24日に第4回目の会議が行われる予定です。公立幼稚園の通園区域の見直しについても、本日ご承認いただけましたら報告をさせていただく予定です。以上です。

教育長 報告が終わりました。ご質問ご意見ございませんか。

田中委員 安全面についてお伺いします。去年の定例会で公民館の工事が開園以後も行われるとお聞きしています。そのときは内装工事なので園児に危険はないとのことでしたが、なるべく早くできるように検討するとも言っておられましたが、その後どうなっていますか。

生涯学習課長 学文路地区公民館については、来月入札が行われ、8月末に契約予定となっています。業者も決まっていないので工期についてはなんとも言えませんが、落札業者と話をしていないといけないと思っています。

田中委員 安全面についてお互い連絡をとりあって、トラックの入るところなど気をつけてください。それと、新設の公民館に授乳室やオムツ替え用の設備があればいいのですが、もしないのであれば、災害時に横にこども園があるので、そのような協力依頼の話し合いもしてもらいたいと思います。

米田委員 公民館は高齢者も来るので、歩道と車道の間仕切りがあった方がいい。それと、園名を書いた看板ですが、右側にもってこれませんか。死角を作りますよ。

こども課長 スロープがありますので左になっています。車道と歩道の間には縁石を設置する予定です。今の段階で法人にどこまで設計について追加できるかわかりませんが、いただいたご意見を伝えたいと思います。

米田委員 向こうが見えるような看板にするだけでも違うと思います。その方が安全だと思います。

田中委員 三者協議会で保護者の方の不安な声も聞いていると思いますが、そのあたりを踏まえて気持ちを汲んで不安がないようにしてもらいたいと思います。

こども課長 わかりました。

教育長 他にありませんか。ないようですので、報告第2号を終わらせてもらいます。

教育長 報告第3号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について報告をお願いします。

教育総務課企画総 教育総務課です。報告第3号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正す

務係長 　　る条例についてご報告します。
　　先ほどの報告第2号と関連しますが、平成31年4月に「学文路さつきこども園」が開園することに伴い、市立幼稚園の一覧から学文路幼稚園・清水幼稚園を削除する条例改正が必要となりますので、次の9月市議会に提出します。
　　報告は以上です。

教育長 　　報告が終わりました。ご質問ご意見ございませんか。

教育長 　　ないようですので、報告第3号を終わらせてもらいます。

教育長 　　報告第4号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 報告をお願いします。

教育総務課企画総務係長 　　こちらは、学童保育の設置基準に関する条例の改正です。厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、本市の条例も同様の改正を行う必要がありますので、次の9月市議会に提出します。
　　報告は以上です。

教育長 　　ご質問ご意見ございませんか。

教育長 　　ないようですので、報告第4号を終わらせてもらいます。

教育長 　　続いて、報告第5号 伊都地方運動部活動方針について 報告をお願いします。

学校教育課主任指導主事 　　伊都地方運動部活動方針について説明させていただきます。スポーツ庁から3月にガイドラインが示され、それを受けて和歌山県中学校運動部活動指針が作成されました。これらを受けて伊都地方教育長会として統一の方針が作成されたのでご報告いたします。
　　国からガイドラインが示された背景は2点あるかと思います。一つは教員の長時間勤務、働き方改革に係るもの、もう一つは勝利至上主義等の長時間練習に係る懸念があるかと思います。
　　これらを受けて伊都地方で繰り返し協議を行いまして、県の指針をベースとして伊都地方の方針を作成しています。この指針は新チームからの適用となります。保護者にも別添の文書で通知をしています。
　　なお、文化部についてもこの指針を準用することとなります。
　　内容についてご説明します。目次をご覧ください。
　　1. 学校教育の一環としての運動部活動ということで、運動部活動の意義、ねらいを再確認、として挙げています。運動部活動については、生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、それを通じ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであると示させてもらっています。決して、勝利だけを

目指すものではないとしています。

(3) として運動部活動の方針の策定等についてということで、各学校においては、これらの国、県、伊都地方の指針に基づき、運動部活動に係る方針を策定することとなっております。また、各クラブの顧問は活動計画・実績を校長に提出することとしています。校長はそれを公表することとしています。

3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方というところですが、一番大きな議論となりましたのは、(1) 休養日の設定、(2) 活動時間の設定についてです。

参考として、昨年度の平成29年5月に伊都地方の教育長会から各学校に指針を示しており、1週間あたり1日の休養日を設けること、原則土日ということで、週に1回、土日のいずれかを休養日として設定し、活動時間も平日は2時間程度、休日は4時間までを原則とする、としていました。

その内容が、今回は、週当たり2日以上休養日を設ける、平日は月曜日を休養日とする、土日は少なくとも1日以上を休養日とする、となっております。

また、活動時間の設定については、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度となっております。国のガイドラインに則ったものです。

この当たりについては、保護者の方の考え方も色々あるでしょうし、学校の先生方の中でも色々な意見があり、協議に時間を費やしたところですが、国のガイドラインに基づいてこのような形となっておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

教育長

ご質問ご意見ございませんか。

田中委員

資料に、活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過重負担にならないよう、また、競技特性やオン・オフシーズンの有無等も考慮し、設定することが大切であるとは書いていますが、中学校の部活にオン・オフシーズンというはっきりしたものはないと思いますが、過ごしやすい時期や大会前など色々あると思うので、年間で計画を提出するときに、このときは少したくさんしたい、なども良いのですか。

学校教育課主任指導主事

3 ページの(1)の枠の中の米印に書いてありますが、週当たり2日以上休養日とは、月単位等の一定期間における休養日の目安を定めたものであり、場合によっては振替もありうるとされています。

田中委員

振り替えるということは、時間数は増えませんよね。

学校教育課主任指導主事

トータルでは、そうです。

米田委員

年間計画を立てるのであれば、試合のある集中してやりたいときと、気の抜けるときがあると思うが、年間最大何時間、1月最大何時間とか、そういうものがあるのも良いのではないですか。

- 学校教育課主任指導主事 本来の趣旨からすると、極端なことになってはいけないということで、月単位という期間にしようかということになっています。
- 米田委員 体を動かさないイメージトレーニングや給水を伴う休憩時間は除外されるのですか。
- 学校教育課主任指導主事 除外します。
- 米田委員 数字である程度決められてしまいますと、何かのときに保護者の方から基準に従っていたのか、ということもあるかもしれない。始まりと終わりの時間、休憩時間などを管理しておくことがよろしいと思います。
- 学校教育課主任指導主事 年間計画に対して活動実績を報告することになっています。
- 田中委員 これだけ暑いと熱中症になりやすいと思いますが、自由に水分補給をしましょう、などの決まりごとはありますか。運動部だと皆が飲まないとその時間まで水分がとれないということもあると思いますが、学校から顧問の先生に、休憩はこれぐらいでしてください、という提示はありますか。
- 学校教育課主任指導主事 具体的に30分に1回などのような統一したものはありませんが、そのときの状況や気温、子どもの状況に応じて、休憩は適切に取るように指導しています。
- 田中委員 再度、確認、通知をしていただけるとありがたいです。熱中計のようなものはありますか。
- 学校教育課主任指導主事 市内の学校にはありません。
- 教育長 他にありませんか。ないようですので、報告第5号を終わらせてもらいます。
- 教育長 議案第1号 平成31年度使用小中学校教科用図書の採択について を議題とします。
- 学校教育課主任指導主事 教科書は、4年に1回、採択替えがおこなわれることになっています。4年に1度、検定が実施され、伊都地方で採択協議会を立ち上げて、調査員による調査、教育委員会議で承認をいただいています。
- 小学校教科書の採択についてですが、道徳以外の小学校教科書は、前回平成26年度に採択が行われ、4年に1回の採択替えのため、平成30年度が採択替えの年になります。しかし、再来年度新学習指導要領の全面実施にあたり、教科書が変わります。もし、採択によって新しい教科書になると、来年1年だけ新しい教科書になる。そこで、平成26年度に採択された教科書と内容が大きく変わらないこと、現行の教科書に不都合が生じていないことから、伊都地方採択協議会で、来年度も

平成26年度に採択された教科書を使うと決定されました。

次に、中学校道徳の採択についてです。平成31年度から中学校で道徳が教科になることに伴い、検定教科書を授業中に使用することになります。その教科書の採択が伊都地方採択協議会で行われ、使用する教科書を決定しました。

つきましては、平成31年度に使用する小学校教科書と中学校道徳教科書について、教育委員会義で承認をお願いします。

教育長 このことについて、ご意見ご質問等ございませんか。

米田委員 週一の授業は担任が受け持つのですか。

学校教育課主任指導主事 そうです。中学校の場合は、副担が行う場合もあります。

教育長 他にありませんか。異議ございませんか。

教育長 ないようですので、原案のとおり決することとします。

教育長 議案第2号 橋本市公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について を議題とします。

学校教育課長 学文路さつきこども園の進捗状況の中でもありましたが、市内に5園ある幼稚園のうち学文路幼稚園、清水幼稚園が閉園となり、橋本北部にある3園のみとなります。偏った場所になりますので、この3園の園区を紀見幼稚園は紀見小学校区と同じ、境原幼稚園は境原小学校区と同じ、柱本幼稚園は柱本小学校区と同じとし、さらに上記の通学区域以外の地域に住所を有する者は、いずれの学校にも就学できるものとする、と変更させていただきます。

教育長 こども園と違う幼稚園に行きたい園児について、このような形で対応させてもらいたいということです。ご意見ご質問等ございませんか。

田中委員 選択肢が増えて良いと思います。こども課にお聞きしますが、幼児期の教育について、幼稚園が後3園になりますが、こども園は法人にお任せになりますが、小学校との連携についてどのように考えていますか。

こども課長 例として、「幼児期までに育てて欲しい自分の姿」に関連した公立保育士の研修に公私連携法人の方にも参加してもらっています。

田中委員 教育委員会との連携はどうですか。

学校教育課長 学校教育課とこども課の兼務の指導主事がおります。事務的なことはこども課に移管していますが、教育の指導の方針については、連携しながら園訪問をしています。

す。様子を見せていただいて小中との連携についても協議・助言をしています。また、うちの指導主事、発達相談員も園児観察ということで園にも行かせてもらって、就学指導に係る情報共有をしています。

教育長 他にありませんか。異議ございませんか。

教育長 ないようですので、原案のとおり決することとします。

教育長 議案第3号 橋本市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について を議題とします。

学校給食センター長 改正理由ですが、平成30年9月1日から新しい学校給食センターが稼動することに伴い所要の改正を行います。従前は、二つのセンターがあり学校別に配送区分を明示する必要がありましたが、統合後は不要となるので区分を廃止します。

教育長 このことについて、ご意見ご質問等ございませんか。

教育長 異議ございませんか。

教育長 ないようですので、原案のとおり決することとします。

教育長 議案第4号 橋本市学校給食センター職員服務規程の一部を改正する訓令について を議題とします。

学校給食センター長 改正理由ですが、新しい学校給食センターが稼動することに伴い所要の改正を行います。休憩時間が11時50分から12時50分となります。学校給食調理場にあつては、検食は、児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行うとなっているため、新センターにおける給食の喫食時間は11時50分に行う必要があるためです。

教育長 このことについて、ご意見ご質問等ございませんか。

教育長 異議ございませんか。

教育長 ないようですので、原案のとおり決することとします。

教育長 議案第5号 橋本市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について を議題とします。

教育総務課企画総務係長 教育委員会の公印の改正です。 まず、第1条関係ですが、これは、橋本市学校給食センターが9月1日から稼動することに伴う所要の改正を行うとともに過去か

